

一宮市自転車等の放置の防止に関する条例（平成6年一宮市条例第34号）第13条第1項の規定により、自転車等を保管したので、同条第2項前段の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月8日

一宮市長 中 野 正 康

1 保管した自転車等及び撤去した場所

別紙放置禁止区域自転車撤去台帳のとおり（「返却」欄に日付の記載のあるものを除く。）

なお、同台帳において、「A」、「B」、「C」及び「D」は、別紙図面の「A」、「B」、「C」及び「D」の地区とする。

2 撤去した日時

別紙放置禁止区域自転車撤去台帳のとおり

時間：午前10時00分から午後4時00分までの間

3 保管する期限

告示の日から起算して6月を経過するまで

4 保管及び返還を行う場所

保管・返還場所：一宮市栄4丁目6番11号

一宮駅自転車等一時保管所

（電話：0586－71－7100）

5 返還のための手続を受け付ける時間

午後1時から午後7時まで

6 その他

3の保管する期限前であっても、自転車等の保管に不相当な費用を要する場合は、一宮市自転車等の放置の防止に関する条例第14条第1項及び一宮市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則第11条の規定により、2ヶ月の経過後、当該自転車等を売却したり、廃棄処分したりすることがありますので、ご注意下さい。

放置禁止区域自転車撤去台帳

撤去日 令和 7 年 6 月 30 日

放置禁止区域自転車撤去台帳

撤去日 令和 7 年 7 月 1 日

[illegible]

放置禁止区域自転車撤去台帳

撤去日 令和 7 年 7 月 3 日

[illegible]

放置禁止区域自転車撤去台帳

撤去日 令和 7 年 7 月 4 日

地区	No.	警告時刻	氏 名	住 所	防犯登録			車体番号	特徴			備考	返却
		撤去時刻	撤 去 場 所						色	スタンド	荷台		
A	1	8:12			23	ワ	05400	SHC045670	黒	片足	無し		7/5
		14:00	本町	旧カトミ									
A	2	8:15			23	7	01110	CS91102215	黒	片足	無し		
		14:10	本町	ファミマ									
B	1	8:05			なし			AD20000658	黒	片足	無し		7/6
		13:55	伝馬町	2丁目角									
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											

放置禁止区域自転車撤去台帳

撤去日 令和 / 年 / 月 6 日

地区	No.	警告時刻	氏 名	住 所	防犯登録			車体番号	特徴			備考	返却
		撤去時刻	撤 去 場 所						色	スタンド	荷台		
A	1	8:12			13	7	05106	S2L06822	白	両	有		7/6
		13:40	矢 - J										
"	2	8:05			19	7	38898	GCSJ18042	白	片	無		
		13:50	本町丸井医院										
"	3	8:05			09	7	48486	B8H18580	緑	片	無		
		13:50	本町R1R1										
"	4	8:05			21	7	82179	LHH02422	黒	両	有		
		13:50	本町R1R1										
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											

